

長野県いじめ防止対策推進条例案について

教学指導課心の支援室

1 現状認識等

(1) 主な経緯

- H24.7月 大津市の自殺事案に係る報道
- H25.2月 教育再生実行会議（内閣総理大臣、文部科学大臣、有識者等で構成）が第1次提言「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や態勢を整備する法律の制定が必要」



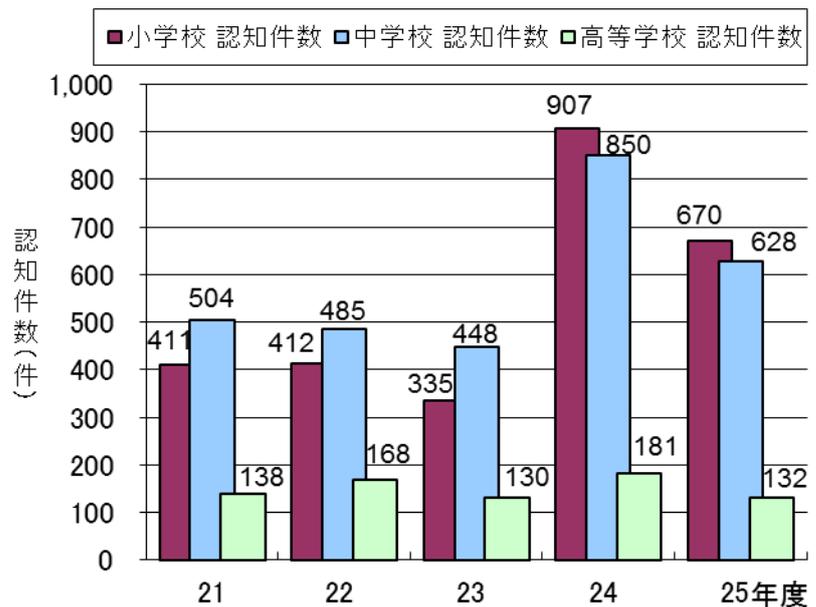
「いじめ防止対策推進法」の制定（議員立法、H25.6月公布）・施行（H25.9月）

- H26.3月 上記法律に基づいて「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定
（参考）県内学校での「学校いじめ防止基本方針」は、99.4%の学校で策定済（H26.10現在）
- ◆ H26.7月 子ども支援のための施策を総合的に推進するため、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」の制定・一部施行

(2) 本県におけるいじめの現状と課題

- H25年度のいじめの認知件数は1,455件（小670、中628、高132、特25）を数える。いじめはどこにでも、誰にでも起こりうるものであり、重大事態に至る可能性のあるいじめも、少数ではあるが発生している。
- いじめの態様は様々で、インターネットによるいじめの報告は年々増加しており、中高生が主に使用している無料通話アプリには、ネットパトロールが対応できない状況にあり、インターネットによる

本県のいじめ認知件数の推移（特別支援学校を除く）



いじめを防止するためには、保護者の理解と協力を得ながら、児童生徒が主体的・自主的に取り組むことが必要である。

(3) 条例制定の必要性

「いじめ防止対策推進法」の施行以降、法を踏まえ、国、県、市町村、学校等がいじめ防止等のため対策が進められているが、いじめの防止等に関する意識の向上を図り、さらに取組を進め、県民総ぐるみでいじめの問題を克服していくためには、県独自の規定を加えた条例を制定することが必要。

（参考）現在、北海道、東京都、千葉県でいじめ防止対策推進条例を制定。

2 条例の概要

(_____部分が本県の独自部分)

(1) 目的

いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、対策の基本となる事項を定め、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 基本理念

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- ② 児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにすること。
- ③ 関係者の連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指すこと。

(3) 関係者の責務、役割

- ◇ 県の責務 いじめの防止等のための施策を総合的に策定し、実施する。その際、国、市町村、学校の設置者等の関係者との連携協力を努める。
- ◇ 学校の設置者の責務 学校においていじめの防止等のために必要な措置を講ずる。
- ◇ 学校と教職員の責務 関係者と連携して、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。
いじめを受けていると思われるときは、事実を確認し、適切かつ迅速に対処する（いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等）。
教職員の言動が児童生徒に与える影響を認識することの必要性を明記。
- ◇ 保護者の責務 子の教育に第一義的責任を有することから、監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう教育を行うこと、監護する児童生徒がいじめを受けたときは適切に保護すること、学校等への協力について明記。
- ◇ 県民の役割 児童生徒が安心して学習等に取り組むことのできる地域社会を実現するため、主体的かつ自主的に取り組むよう努める。

(4) 県における、主ないじめ防止等のための対策

- 「いじめ防止基本方針」を策定する。
- 関係機関・団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- 児童生徒、保護者等が安心して相談できる体制の充実を図る。
- インターネットによるいじめの防止等のため、学校・保護者間の連携協力を促進する。
- いじめ防止の重要性、相談制度等について啓発活動を実施するとともに、児童生徒の理解を深めるための資料を作成する。
- 県立学校の児童生徒に重大事態（例：生命・心身等への重大被害）が発生した場合には、教育委員会又は学校は、心理、法律等の専門家等による組織を設けて調査を行う。
- 重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のため必要と認めるときは、知事が再調査を行うとともに、総合教育会議において再発防止の措置の協議を行う。